

# 専門家派遣と補助金により宿泊施設の収益力向上の取組を支援します！

～ 宿泊施設経営力向上推進事業補助金の募集開始 ～

東京都及び公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）は、観光産業の活性化を図るため、**都内宿泊施設の収益力の向上と従業員の待遇改善を図る取組**を支援しています。  
この度、令和8年度の**申請受付を開始**しますのでお知らせします。是非、御活用ください！

## ● 補助対象

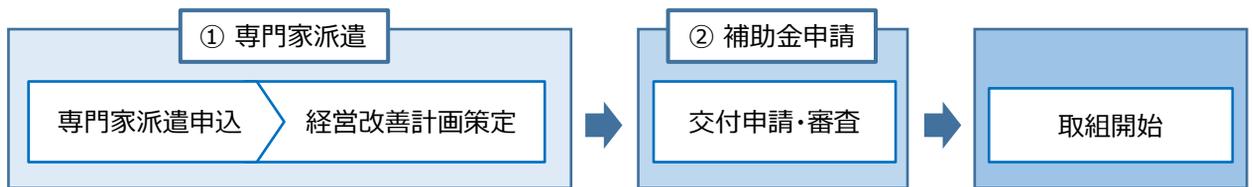
**都内の宿泊施設**のうち、開業から1年以上の施設を運営する者  
※ 従業員が常駐して運営している施設が対象です。

## ● 補助対象経費・補助額等

補助対象経費	補助率
<ul style="list-style-type: none"> <li>東京観光財団が派遣する専門家の助言を受けて策定した<b>経営改善計画（※）に基づく施設整備費及び備品購入費</b></li> </ul>	<p><b>2/3</b> 以内 (中小企業：<b>3/4</b> 以内)</p>
<p>【例】○<b>収益力を向上させるための改修</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 客室数拡大に向けた広間の客室への整備</li> <li>✓ 長期滞在利用への対応（簡易キッチン設置など）</li> </ul> <p>○<b>客室の販売価格や客単価を向上させるための改修</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 客室貸切露天風呂の設置</li> <li>✓ ドミトリー（共同宿泊形態）の個室客室化</li> </ul>	<p>1施設あたりの上限額</p>
	<p><b>500万円</b></p>

## ● 事業の流れ

本補助金は、財団が選定した専門家からの助言を受けて、経営改善計画を策定の上、申請していただきます。



## ● 募集期間

- ① 専門家派遣申込期間 令和8年4月 1日（水）から**令和8年11月30日（月）**まで  
 ② 補助金申請期間 令和8年4月20日（月）から**令和9年 3月31日（水）**まで  
 ※予算額に達した時点で受付を終了する場合があります。

## ● 申請方法等

専門家派遣の申込書に必要な書類を添えて、東京観光財団へお申込みください。  
事業の詳細、申請書類等のダウンロードや申込・申請にあたっての注意事項については、財団ホームページ・募集要領をご参照ください。

<https://www.tcvb.or.jp/jp/project/infra/yado-up/>



本件は「**2050東京戦略**」を推進する取組です。  
戦略14 観光「観光の更なる発展」

### 【問い合わせ先】

<事業全般について>

産業労働局観光部受入環境課 代表電話 03-5000-7326

<申請方法等について>

(公財)東京観光財団 観光産業振興部観光産業振興課 電話 03-5579-8873